

効率的な行財政運営

第1節 広報広聴の充実

- (1) 広報活動の充実
- (2) 広聴活動の充実

第2節 情報公開の推進・ 個人情報保護の推進

- (1) 情報公開の充実
- (2) 個人情報保護の推進

第3節 情報化の推進

- (1) 情報通信技術を活用した
市民サービスの向上
- (2) 情報通信技術を活用した
行政運営の高度化・効率化の推進
- (3) 情報の安全性の確保
- (4) 市民の情報活用能力の開発支援
- (5) 情報通信格差の是正

第4節 健全な行財政運営

- (1) 行政改革の推進
- (2) 事務事業の見直しと
公共施設の有効活用
- (3) 組織の活性化と定員管理の適正化
- (4) 財源の確保と効率的な財政運営

第5節 広域行政の推進

- (1) 構成市町村の連携
- (2) 事業の共同処理の推進と体制強化
- (3) 負担の適正化と
広域行政のあり方の検討



第1節 広報広聴の充実

基本計画

現況と課題

市民のニーズや考え方はますます多様化しており、インターネットなど広報紙以外の媒体を利用した情報の提供や電子メールなどの新しい手段により、市民の声が寄せられる機会が増えています。

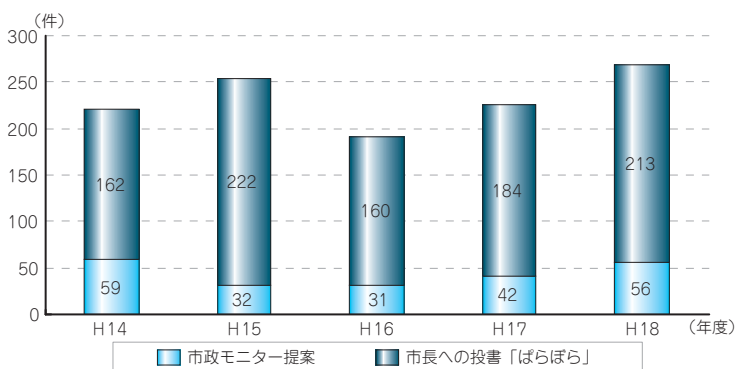
「広報しぶかわ」は、わかりやすさを基本に、市民にとって有意義で優先度の高い情報を整理して掲載しています。「広報しぶかわ」の発行をはじめとした広報活動は、市の現況動向や地域の実態についての理解と、まちづくりへの参加を促すための取り組みの一つとして、ますます重要となっています。

また、市民の意見を求めるための広聴活動としては、手紙などの紙媒体や対話集会などにおける直接的な意見といった、従来からの広聴手段により行われています。

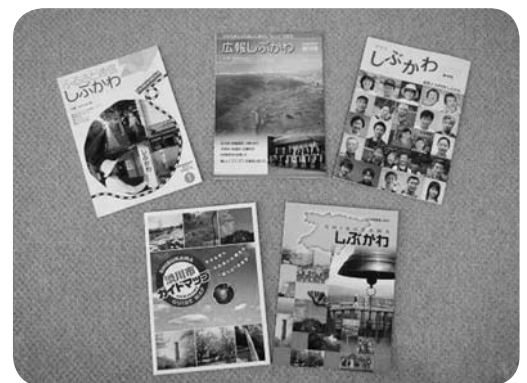
今後は、情報提供の手段として、市民にとって有益でわかりやすい広報紙のあり方についての研究や、インターネットをはじめとした新しい媒体による広報広聴手段の活用が必要です。

また、市民参画のまちづくりを進めるためには、新たに市民の声を市政へ反映する手段や方法についての検討が必要です。

市政モニター提案と市長への投書件数の推移



資料：秘書広報課



市からの広報刊行物

効率的な
行政運営

基本方針

市政情報を、適切な時期に適切な内容で市民に提供する広報活動を充実するとともに、市民の声を市政に反映する広聴機会の拡大を行います。

施策の展開

(1) 広報活動の充実

市民に行政や地域の情報を迅速にわかりやすく伝え、また、本市出身の県外在住者にふるさとの情報を提供するため、「広報しぶかわ」や「ふるさと通信しぶかわ」などの紙媒体を駆使した情報の提供を行います。

また、紙面構成などを定期的に見直すとともに、評価手法を検討し、紙面づくりの向上を図り適切な情報提供を行います。

さらに、広報紙との連携を図りながら、見たい時に見られるホームページの利便性や即時性を持ち、多くの情報の掲載が可能なインターネットなどの各種媒体の特性を活かした広報活動を充実します。

(2) 広聴活動の充実

市民ニーズの多様化などを踏まえ、男女や年齢層、市域全体の参加などを考慮しながら市民各層をくまなく対象にして、直接聴取する広聴機会や電子メールなどの新しい手段による市民の声の聴取に対応できるよう、広聴機会の拡大を行います。

第2節 情報公開の推進・個人情報保護の推進

基本計画

現況と課題

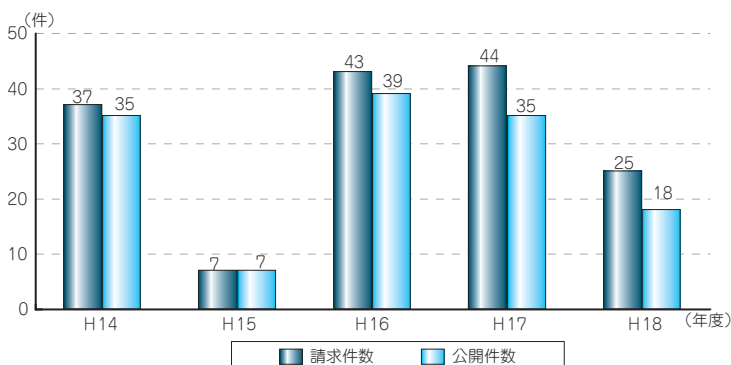
市民の市政への関心の高まりに伴い、市民参加による市政運営がますます重要となってきていることから、市民が必要とする市政に関する情報*1を公開し、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図る必要があります。

本市では、市民が主役の開かれた市政の実現に向けて、「渋川市情報公開条例」を制定し、指針を設けるとともに市民の代表による審査会を設けて、適正な公開に努めています。また、情報の利用や公開請求などに関しても適正な管理に努めています。また、毎年庁内組織におけるその成果を取りまとめ、公表を行っています。個人情報を尊重し行政文書を公開するとともに、情報公開をより適正に行っていくため、文書の整理と保管について、マニュアルを定めこれに基づき円滑な実施を行っています。今後さらに、透明性の高い行政の運営を進める一方で、情報公開請求に速やかな対応ができるよう、効率的な文書整理方法を研究していく必要があります。

個人情報の保護の重要性、必要性が高まり、「個人情報の保護に関する法律」の施行に伴い、行政においても市民の基本的な人権の確保やプライバシーの保護など以前にも増して厳格に取り扱う必要があります。

このことから、基本的人権の擁護と公正で開かれた市政運営の確保に向けて、本市においては、「渋川市個人情報保護条例」を制定しています。市では、市民に関する法律に基づく各種の個人情報を保有しており、個人に関する情報の保護に細心の注意を払い、市民の代表による審査会を設けて、施策の総体的・一体的推進を図るための基本方針について意見を聴きながら、適正な運営に努めています。また、情報の目的外利用や開示請求などに関しても適正な管理に努めているところです。毎年庁内組織においてその成果を取りまとめ、公表を行っています。今後さらに、市民と市が個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利、利益が侵害されることのないよう、個人情報の保護に努めていく必要があります。

情報公開件数の推移



資料：行政課



文書整理がされた書庫

市民意識調査



- 市の政策や事業を明確にして情報公開すべき。
- 市の借金や税収、使いみちを見えやすくする。

効率的な
行政運営

基本方針

市民と行政による協働体制の確立に向けて、公平・公正で透明性の高い行政を推進し、市民個人の権利利益を保護するため、情報公開と個人情報保護を推進します。

施策の展開

(1) 情報公開の充実

市民と行政が協働し、市民が主役のまちづくりを推進していくため、各種行政情報を提供・共有し、公平・公正で透明性の高い行政運営を推進します。

また、行政情報の一元的な管理とマニュアルに沿った円滑な実施に向けての更新を行い、個人情報の保護に配慮しつつ透明性の高い、市民の市政への参加を図る開かれた市政を推進します。

(2) 個人情報保護の推進

市民と行政が信頼感に支えられた関係を堅持し、個人の権利や利益の保護に努めるとともに、不当に侵害されることのないように防止する措置を国や県など関係機関とともに講じ、適正な情報の利用管理を推進します。

*1 情報：市が市政のために作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録その他これらに類するものであって、市が管理しているものをいいます。

第3節 情報化の推進

現況と課題

情報通信技術の急速な進展は、経済分野にとどまらず、市民の生活に大きな変革をもたらしています。インターネットを中心とした高度情報通信やそれに伴う環境を着実に継続的に推進させ、これを効果的に活用していくことが、本市の発展に必要不可欠です。

行政における情報化については、市民がいつでもどこからでも申請や届出ができる電子申請の推進により、総合的で体系的な電子自治体*1の実現に努める必要があります。また、庁内の各種コンピュータシステムにおいては、災害、停電、コンピュータ犯罪などによるシステムの停止や個人情報保護に対する安全対策を講じていますが、今後も情報セキュリティ基本方針に基づいたセキュリティ対策を適格に実施していく必要があります。

地域における情報化については、インターネットなどを高速通信回線で利用できない地域があることから、全市域で光ファイバーなどの高速通信回線が利用できるよう整備を促進する必要があります。また、テレビアナログ放送が平成23年7月24日で終了し、地上デジタル放送*2に完全移行します。このことから、デジタル放送移行に伴う新たな難視聴について対応する必要があります。



インターネット体験教室

市民会議の提言



市民と行政が協働できること

- ITの進んだまちにするため、市民の誰もが情報化の恩恵を受けられるように民間事業者と行政、住民が協働して検討していきたい。

市民意識調査



- 各種手続の電子化
- インターネット環境の整備の促進

基本方針

情報通信技術を積極的に活用した業務改革により、業務の効率化・迅速化を進めるとともに、行政情報をいつでも身近に活用できる電子自治体の構築を推進します。また、市民が等しくインターネットなどの情報通信技術の恩恵が受けられるよう、市民の情報活用能力^{*3}の向上に努め、本市の情報化を総合的に促進します。

施策の展開

(1) 情報通信技術を活用した市民サービスの向上

市民からの各種行政手続きの電子化を推進するとともに、その利便性の向上を図るため、マルチペイメントシステム^{*4}などの導入について検討します。

また、地図情報や映像など、インターネット上での新たな情報を提供することにより、市民の利便性の向上を図ります。

(2) 情報通信技術を活用した行政運営の高度化・効率化の推進

「行政情報化推進計画」に基づき、各種業務情報のデータベース化を推進し、庁内業務の効率化を図るとともに、業務の効率性と費用対効果を十分考慮した情報システムの構築・運用を推進します。

(3) 情報の安全性の確保

個人情報をはじめとする重要な情報が外部に漏れることのないよう、十分なセキュリティ対策を実施します。また、災害時などのシステム障害に対して直ちに業務を回復できるよう、各種システムの強化に努めます。

(4) 市民の情報活用能力の開発支援

インターネットの閲覧や施設予約などのための公衆情報端末を公共施設に設置するとともに、情報活用についての学習機会を充実させ、市民全体の情報活用能力の向上とデジタルデバイド^{*5}の解消に努めます。

(5) 情報通信格差の是正

全市域で光ファイバーなどによる高速通信回線でインターネットなどが利用できるよう、通信事業者による通信環境の整備を促進します。

また、全家庭で地上デジタル放送が受信できるよう、放送事業者などに要請し、テレビ中継所や共同受信施設の設置などによるテレビ難視聴の解消を図ります。

指標

項目	現状値（平成18年度）	目標値（平成24年度）
各種申請の電子化	6 手続	50 手続
公共施設予約の電子化	3 施設	14 施設

*1 電子自治体：高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネットなどのオンラインで市民に提供できる自治体です。

*2 地上デジタル放送：地上波のUHF帯を使用して開始された高画質・高音質なテレビ放送です。

*3 情報活用能力：コンピュータなどの情報機器を操作する上で必要となる知識や能力のことです。

*4 マルチペイメントシステム：電子決済など多様な方法での公共料金、手数料などの支払い方法です。

*5 デジタルデバイド：情報技術を使いこなす人と使いこなせない人の間に生じる社会的格差のことです。

第4節 健全な行財政運営

基本計画

現況と課題

地方分権の進展、人口減少化、市民ニーズの多様化などにより、地方自治体のあり方が大きく変わりつつあり、地域の特性を活かした魅力ある地域社会の形成と地方分権の推進にふさわしい体制づくりが求められています。

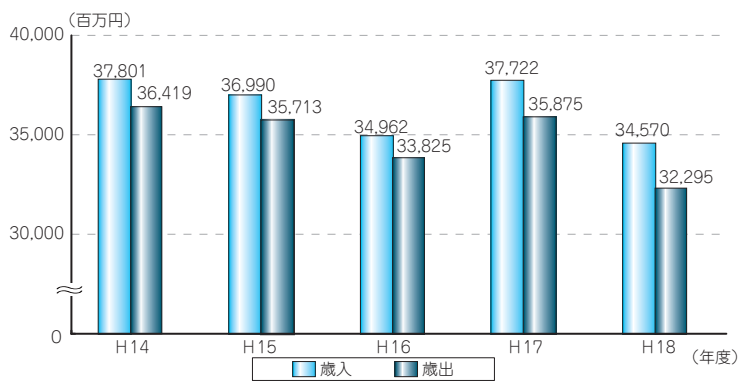
本市では、市民ニーズや新たな行政課題に対応するため、合併によるスケールメリットを活かした、より効率的な行政事務の推進や市民ニーズへの柔軟で迅速な対応、類似した公共施設の有効活用など、「行政改革大綱」に基づき、様々な行政改革に取り組んでいます。

今後、厳しい財政状況のなか、国からの税源移譲や少子・高齢化に要する経費の増加などへの適切な対応とともに、税負担の公正確保を図っていく必要があります。

このため、施策の体系化や事業の再編、整理を進めるとともに、政策、施策、事務事業のそれぞれにおいて検証による進行管理を行い、適正な行政運営に努める必要があります。

また、新しい行政課題に対応することのできる、責任と権限が明らかな簡素でわかりやすい組織運営や分権型社会にふさわしい人材の育成に取り組むとともに、自主財源の確保に努めるなど、行財政全般にわたる改革を積極的に進め、計画的で透明な財政運営に取り組む必要があります。

歳入歳出決算額の推移



資料：地方財政状況調査表（決算統計）



市役所本庁舎

市民会議の提言



市民ができること

- 税などの無駄について「なくし隊」を募集し、無駄を発見し報告する。



行政ができること

- 各総合支所庁舎など、公共施設の空きスペースを有効利用してほしい。

市民意識調査



- 渋川市ならではの施策を検討してほしい。
- 行政改革をお願いしたい。
- 人口増対策など財源を増やす工夫が必要

効率的な
行政運営

基本方針

行政改革を推進し、適正な定員管理のもと組織機構のスリム化を図り、健全な行財政運営に努めます。

施策の展開

(1) 行政改革の推進

効率的で効果的な行財政運営を行うとともに、わかりやすくより満足度の高い市民サービスを提供できるよう、「行政改革大綱」に基づき、行政改革を推進します。

(2) 事務事業の見直しと公共施設の有効活用

PDCAサイクル*1にそった施策評価と事務事業評価を行い、市民ニーズに適切に対応した事務事業の整理統廃合を進めるとともに、公共施設の運用については、複数の類似施設の適正配置や活用方法などを検討します。

(3) 組織の活性化と定員管理の適正化

組織機構の継続的な見直しを行い、スリムな組織機構とするとともに、「人材育成基本計画」に基づき職員の能力開発や意識改革を図り、職員の資質向上に努めます。また、「定員管理適正化計画」を踏まえ、可能な限り職員数の抑制を図り、定員管理の適正化を進めます。

(4) 財源の確保と効率的な財政運営

市税の適正な課税と収納率の向上に努め、自主財源を確保するとともに、徹底した経費の節減に取り組み、重点化と選択による事業の実施により、効率的な財政運営を推進します。

指標

項目	現状値 (平成18年度)	目標値 (平成24年度)
市の職員数	955人	900人
市税徴収率	89.6%	全国平均徴収率
地方債残高 (普通会計)	317億5千53万円	30億円 (10%) の削減

*1 PDCAサイクル：計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、見直し (Action) を順に実施することで、実施後の評価を次の立案に常に活かしていくことです。

第5節 広域行政の推進

現況と課題

広域的な道路交通網の整備をはじめ、情報化の進展、生活様式の多様化などを背景に、市域を越えた広域的な生活圏域が形成されています。市だけでは対応が困難な行政課題や増大する広域行政ニーズに対応するため、事務事業などの広域的処理が求められています。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合は、昭和46年度に国の広域市町村圏構想の指定を受け、本市の合併構成6市町村と吉岡村（現吉岡町）、榛東村の8市町村で広域行政をスタートしました。その後、平成18年2月の市町村合併を経て、枠組みが変わることなく、本市と吉岡町、榛東村の3市町村により消防・救急、ごみ・し尿処理、臨海学校の運営など、13の事業を共同処理しています。

また、平成11年度に「介護保険法」に規定される要介護認定の審査判定を行うために、渋川地域介護認定審査会が共同設置されたのをはじめ、平成18年度には「障害者自立支援法」に規定される介護給付費などの支給に関する審査や判定を行うために、渋川地域自立支援審査会が共同設置され、それぞれ広域事業に取り組んでいます。

今後は、構成市町村との連携や機能分担を進めるとともに、広域行政の一層の推進、多様な地域連携を進める必要があります。

さらには、平成20年度から実施される後期高齢者医療制度の事務を処理するため、県内すべての市町村が加入する群馬県後期高齢者医療広域連合が平成18年度に設立されたほか、県内消防体制の充実強化が図れるよう常備消防の広域化について検討が進められており、新たな時代の広域行政に対応した取り組みが必要とされます。



清掃センター



消防本部

基本方針

構成市町村間の連携を進めることにより、市民サービスの向上と新たな時代の広域行政のあり方について検討します。

施策の展開

(1) 構成市町村の連携

構成市町村それぞれの自主性を尊重しつつ連携を進めるとともに、広域圏域の一体的な発展と、各市町村の個性ある地域づくりのため、広域行政の一層の充実と多様な地域連携を推進します。

(2) 事業の共同処理の推進と体制強化

渋川地区広域市町村圏振興整備組合における、消防・救急、ごみ・し尿処理事業などの共同処理を積極的に推進するとともに、渋川地域介護認定審査会や渋川地域自立支援審査会についても、市民ニーズの多様化に対応するため、運営体制の強化を図ります。

(3) 負担の適正化と広域行政のあり方の検討

広域行政の運営については、限られた財源のなかで計画的、重点的に事業を実施し経費の節減に努めることにより、負担の適正化を図ります。

また、新たな時代に対応した、広域行政のあり方について検討を進めます。